

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担 当 課	内 容	確認
1	奈良県消防救急課	新たに建築される建物の用途により、以下項目の検討が必要になる場合があります。	
		1 消防法関係 防火対象物への消防用設備等の設置については、奈良県広域消防組合と協議してください。	
		2 危険物に関する法令関係 危険物の貯蔵、取り扱い又は運搬を行う場合は、奈良県広域消防組合と協議してください。	
		3 高圧ガス保安法関係 (1) 空調や冷蔵庫などの利用で、一定の冷凍能力以上の冷凍設備を設置する場合は、県知事への許可申請又は届出が必要となります。(申請等先：奈良県消防救急課) (2) 高圧ガス設備を設置する場合は、県知事への許可申請又は届出が必要な場合がありますので、事前に奈良県消防救急課と協議してください。 (3) 高圧ガスの処理設備、貯蔵設備及び減圧設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に奈良県消防救急課と協議してください。	
		4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係 (1) 液化石油ガス設備を設置する場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)で定める基準に従って行ってください。 (2) 液化石油ガスの貯蔵設備と第一種保安物件又は第二種保安物件との距離が不足する場合は、事前に奈良県消防救急課と協議してください。	
2	奈良県文化財課	周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行おうとする際には、事前に奈良県知事あてに発掘届を提出する必要があります。(文化財法護法第93条)	

各種届出について

(チェック欄に該当する場合は○印を、該当しない場合は×印をご記入ください。)

No.	担 当 課	内 容	確認
3	奈良県水・大気環境課	1 土壌汚染対策法関係 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項に規定する土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに水・大気環境課に届出をすること。	
		2 大気汚染防止法関係 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設を設置する場合は、同法第18条の規定により工事着手前に奈良県景観・環境総合センターに届出すること。 奈良県の指導に従い、大気汚染防止法を遵守すること。	
		3 大気汚染防止法関係 建築物の解体を行う前に事前調査により石綿の有無を確認し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項の規定により調査結果を報告すること。 また、同法第18条の17に規定する届出対象特定工事を実施する場合は同条の規定により作業開始の14日前までに奈良県景観・環境総合センターに届出すること。 奈良県の指導に従い、大気汚染防止法を遵守すること。	
		4 環境配慮指針関係 事業の実施に当たっては、環境配慮指針（※）を参考として事業の実施に係る環境への配慮をすること。 ※奈良県環境基本条例（平成8年奈良県条例第7号）第12条に基づき、県内での土地の形状の変更、工作物の新設等の実施に際し、開発事業者自らが自主的、積極的に環境配慮を行えるよう必要な事項を示したもの。	
4	奈良県河川整備課 市建設課	「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、雨水浸透阻害行為に対して必要な雨水貯留浸透施設の設置について、県河川整備課及び市建設課と十分協議してください。	
5	奈良県下水道 マネジメント課 市下水道推進課	当該地区は大和郡山市流域関連公共下水道事業計画(汚水)の区域内であると思われるため、詳細については市下水道推進課に確認してください。	